

高齢者の見守りに関する協定書

志摩市（以下「甲」という。）と、松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社（以下「乙」という。）とは、高齢者の見守りと支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、業務上の連携を図り、市内に居住する高齢者の見守り等の取組を積極的に行うことにより、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるまわづくりを目指すものとする。

（取組実施地域）

第2条 この協定による取組（以下「取組」という。）を実施する地域は、志摩市内で、乙が日常的に業務を行う地域とする。

（取組内容）

第3条 取組の内容については、甲乙協議の上、その都度定めるものとする。

（体制整備）

第4条 乙は、取組を実施するに当たり、業務の範囲において、甲に協力可能な体制の整備を行うものとする。

2 乙は、業務従事者に対しこの協定の趣旨を周知するとともに、誠実かつ円滑に取組を実施するものとする。

（異変察知時の連携）

第5条 乙は、取組を実施する中で高齢者について何らかの異変を察知した場合は、速やかに甲又は関係機関に連絡・通報するものとし、甲は、乙から連絡等を受けたときは、遅滞なく関係機関と連携して必要な対応を行うものとする。

（経費負担）

第6条 乙が実施する取組及び前2条に定める乙の取組にかかる必要な経費は、乙の負担とする。

（広報・周知）

第7条 甲は、本協定の趣旨及び乙の活動を広報するなど、乙の取組が円滑に進むために必要な支援を行うものとする。

（個人情報の保護）

第8条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり、個人情報の保護に配慮するとともに、取組の実施上知り得た情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、関係機関以外の外部に漏らしてはならない。

（免責）

第9条 乙は、第5条の連絡・通報を行ったこと又は行わなかったことについて、甲に対して、一切の責を負わないものとする。

（協議）

第10条 社会情勢の変遷等によりこの協定の内容に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じ、甲及び乙で協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の日から3か月前までに、甲又は乙のいずれからも申し出がない場合は、当該期間満了日の期日から起算して1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名の上、各自1通を保有する。

令和 6 年 4 月 28 日

（甲）

三重県志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22

志摩市
市長

橋本 政吉

（乙）

松阪市大津町 731 番地 6

松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社
代表取締役

村 友和